

建設業者等の指名停止について

平成30年12月7日
土木部監理課

1 指名停止措置業者

(1) 株式会社 モリケン

入札整理番号 05-2887

主たる営業所 新潟市東区豊2-2-36

(2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成30年12月7日から平成31年1月6日まで

3 指名停止の理由

平成30年6月28日に㈱モリケン及び同社の元代表取締役が、法人税法違反の罪で新潟地方検察庁から起訴されたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第14号）に該当するため。